

令和7年度 第8回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年11月10日（月）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 8名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君			
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
9番	柳生利幸	君			
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 2名 細田 展之 君
塚原 努 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第35号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第36号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第27号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第29号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第30号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第32号 農地法第5条の制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第33号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について

報告第34号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員8名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番吉田修夫委員・7番飯村正弘委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は2件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑1筆、面積〇〇㎡。市街化区域内の農地になります。持分の3分の1を親から子へ贈与する案件になります。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は会社員。農業従事者は本人、父、母、兄、妹の5名。農作業従事期間は、本人60日、父300日、母、兄、妹それぞれ60日。作付予定作物は栗と柿です。

譲渡人が高齢により1人で耕作することが困難になってきていることから、世代交代を考え、子である譲受人に持分の移転をするため、本申請に至ったとのことです。

続いて、整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字大形地内の田1筆で、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業兼会社役員。農業従事者は本人、父及び祖母の3名。農作業従事期間は、本人160日、父150日、祖母250日。作付予定作物は水稻です。

譲受人は農業経営規模拡大の意向があり、譲渡人については譲受人の要望により本申請に至ったとのことです。

説明は以上となりますが、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を7番飯村正弘委員、整理番号2番を6番吉田修夫委員お願い致します。

7番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は休耕中の農地であり、管理は適正に行われています。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

6番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で管理は適切に行われています。隣地境界についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 整理番号1番から2番でご質問等ありますか。（質問等なし）

議長： これより議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第35号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第35号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、9件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取

りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

本件は、圏央道の 4 車線化事業に伴い、工事用地として 3 年の一時転用期間が経過しましたが、工事が完了していないことから、3 年間の期間延長のため、再度、一時転用を申請した案件になります。事業計画については前回申請と同様になります。

申請地は、大字吉原地内の畑 3 筆、面積〇〇㎡の内〇〇㎡。全て農振農用地区域内になります。農地以外を含めた圏央道 4 車線化事業全体の計画面積は約 36,900 ㎡です。事業計画は、圏央道の 4 車線化事業に伴う一時的な工事用道路の設置、土の仮置き場、資機材の仮置き等工事用地となっています。

事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当します。

申請書類については不足もなく、特に問題等見受けられませんでした。

続いて、整理番号 2 番～7 番については、同一事業となっていますのであわせてご説明いたします。

申請地は、大字掛馬地内の畑 6 筆で、面積は合計〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり が 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネルは 645W が 1245 枚、パワーコンディショナー 50kw が 10 台で、発電出力は 803kw と 50kw 以上の茨城県の太陽光発電に関するガイドラインに該当する案件となります。本申請は、従来の固定買取制度 (FIT) ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。造成計画は現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置。雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。他法令等については、まず文化財保護法ですが、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内となっています。教育委員会からの回答書の写しが添付されておりますが、届出不要で慎重工事の扱いとなっています。

そのほか、本案件は発電出力が 50kw 以上の太陽光になりますので、茨城県のガイドラインに基づく届出が必要となりますが、既に届出を提出し、受理されていることが確認できております。その他の書類については、不備等はありませんでした。

また、本案件については、転用面積が 3000 ㎡を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、常設審議会に諮ってまいります。

続いて、整理番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て、建築面積 120.90 ㎡。造成計画は、現状のまま利用し、周囲は土留めを行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透桝を設置、污水雑排水は放流先がないことから、合併浄化槽処理後敷地内処理します。資金は、住宅ローンを利用します。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

続いて、整理番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 階建て、建築面積 77.84 ㎡。造成計画は、現状のまま利用し。給

水は井戸。雨水は敷地内に浸透枿を設置、汚水雑排水は放流先がないことから、合併浄化槽処理後敷地内処理します。資金は、自己資金により賄います。なお、本申請の農地転用に該当する部分は宅地への進入路部分のみであり、自己用住宅建築予定地については、地目が宅地となっております。譲受人は、宅地への進入路がないことから、隣地の畑を一部分筆し、宅地への進入路として申請した案件となっております。他法令につきましては、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法については、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出済みとなっております。

以上 9 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を事務局、整理番号2番から7番を9番柳生利幸委員、整理番号8番を小松崎秀昭委員、整理番号9番を7番飯村正弘委員お願い致します。

事務局： 整理番号1番については、当初の事業計画時点で国協議が整っている圏央道の4車線化事業になりますので、簡単ではありますが事務局からのご報告とさせていただきます。現地は、圏央道4車線化工事の工事用地となっており、当初から工期の延長も視野に入れた一時転用ということで、県とも協議済みの案件です。延長の期間についても、3年以内となっておりますので、本申請については許可相当であると思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

9 番： 整理番号2番から7番について報告します。整理番号2番から7番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、6筆は通路を挟んでつながっていました。隣地境界についても問題なく、土地利用計画図からも周辺農地への影響も見受けられませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 番： 整理番号8番について報告します。整理番号8番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画図からも周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

7 番： 整理番号9番について報告します。整理番号9番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響も見受けられませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号1番から9番でご質問等ありますか。

5 番： 整理番号2番から7番の太陽光発電設備についてですが、新しい条例に基づいて行うのですか。また、〇〇という会社の実績を教えてください。権利の設定に関して、地上権と所有権移転で分かれている違いはなぜですか。

事務局： 条例は施行されましたが、それ以前に50 kw以上であるので県のガイドラインに基づく届出ということで町の生活環境課が受付をしています。〇〇の実績についてですが、すでに掛馬地区で太陽光をやられています。掛馬地区で今回3か所目です。地上権と所有権移転の違いですが、土地所有者の申し出によるものです。

5 番： 以前の実績あったところの権利の設定に関しても土地所有者の意向で処理しているのですね。

事務局： そうです。

5 番： 特に問題はなかったですか。

事務局： 問題はなかったです。

5 番： 県のガイドラインの対象になると町の条例は適用にならないのですか。

事務局： 条例の適用になると思うのですが、そもそも、施工される前に受け付けているので、ガイドラインの届出をしています。

議長： 地上権は使用する権利ですか。

事務局： 地上権は賃貸借権よりも強い権利になります。登記もできます。

議長： 周りの人に相談されたときは、地上権は権利が強いから気を付けてくださいという説明をしてください。

議長： これより議案第35号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第36号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第36号 現況確認証明の発行についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、2件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

願出地は、大字大形地内。登記地目が畑1筆、面積〇〇㎡。20年以上前から荒廃し、現在は雑木が生えている等、原野化している土地になります。また、土地の形状も細長く耕作に適している土地とは言えず、仮に復元したとしても継続的に耕作することが困難と見込まれます。地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

続いて、整理番号2番についてご説明いたします。

願出地は、大字飯倉地内。登記地目が畑1筆、面積〇〇㎡。現地は山林化しており、国土地理院の航空写真からも20年以上前から山林化していることが確認できました。地目変更登記を行うために、本願出に至ったとのことです。

簡単ですが、説明は以上です。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番吉田修夫委員、整理番号2番を8番島田辰男委員お願い致します。

6番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、本願出地は道路と道路に挟まれた土地で境界については問題ありませんでした。南側に立木があり、農地としては不適切な荒地でした。よって、本願出では妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、願出地は農業用工機で整地できない土地であり、本願出では妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。ご質問等ありますか。（質問等なし）

議長： 非農地証明はこちらからは出せないのですか。

事務局： 非農地にするには、非農地証明は相手方から願出によるもの、もしくは非農地通知の2通りあります。非農地通知は局長専決でできるのですが、明らかに山林化している土地についてはこちらから非農地通知を発出しています。現在、山林化している土地がとても多く、全部一斉にはとても難しいです。法務局とも事前に協議しながら、少しずつ行っていくことが現状できることです。大字単位で行くことも筆数が多くて難しいです。ただ、非農地通知を送ることはできますので順次送っていくことになります。

6番： 税金面では違うのですか。

事務局： 山林と農地ではそこまで大きな違いはありません。そのため、登記地目が畑になっても現在、山林化しているところは多いです。非農地通知も非農地証明も同じ効力があるので、それらを法務局に持っていくと、地目変更ができます。

議長： それでは議案第36号 現況確認証明の発行について採決をいたします。本案について

賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について＞

議長： 続いて、議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は36件の計画となります。島津地域の更新分と通常の間管理権の設定である一般分になっています。島津地域の更新分、田41筆、面積〇〇㎡、貸し手13名、借り手2名、一般分、田17筆〇〇㎡、畑3筆〇〇㎡、貸し手15名、借り手8名、合計で田58筆〇〇㎡、畑3筆〇〇㎡、貸し手28名、借り手は10名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長： これより質疑に入ります。（質問等なし）

議長： これより、議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。（案）を消してください。

＜報告事項＞

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告第27号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について2件

報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について7件です。

報告第29号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について2件です。

報告第30号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について9件です。

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について1件です。

報告第32号 農地法第5条の制限除外の農地の移動届に対する決定について1件です。

報告第33号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について2件です。

報告第34号 非農地判断について3件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第6条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和7年11月10日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

＜その他＞

事務局： その他（事務連絡）

① 現地調査及び総会の予定

12月現地調査 12月 8日（月）当番委員 8番 島田辰男委員
当番委員 9番 柳生利幸委員

12月定例総会 12月10日（水）午後3時

・場所：阿見町役場 3階 305会議室

② 1月現地調査 1月 13日（火）

1月定例総会 1月 14日（水）

③ 県南連絡協議会会長・事務局長合同視察研修

・日付：11月20日（木）・21日（金）

④ いばらき農業委員会女性協議会現地研修会

・日付：12月2日（火）

⑤ 稲敷郡協議会全体研修会

・日時：12月3日（水）午後2時

・場所：さわやかセンター

⑥ 県南連絡協議会全体研修会

・日付：12月18日（木）

・場所：県民文化センター

議長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時4分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印